

○事業評価実施規程

平成16年4月1日

平成16年度規程第5号

一部改正 平成18年3月31日平成17年度規程第53号

一部改正 平成18年7月20日平成18年度規程第10号

一部改正 平成19年8月6日平成19年度規程第13号

一部改正 平成21年7月15日平成21年度規程第26号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う事業に対する評価（以下「事業評価」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において「評価事務局」とは、担当する事業について、評価の取りまとめを行う部署をいう。

2 この規程において「調整部署」とは、事業評価の実施に係る調整を行う部署をいう。

3 この規程において「内部評価」とは、評価事務局自らが行う評価に基づいて実施する事業評価をいう。

4 この規程において「外部評価」とは、機構外の有識者（以下「外部有識者」という。）が行う評価に基づいて実施する事業評価をいう。

5 この規程において「開発関連業務」とは、新エネルギー・産業技術業務方法書及び排出削減単位取得等業務方法書に定める業務をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第15条第1項第1号から第10号まで、第12号、第13号及び第2項第1号から第3号並びに同法附則第12条第1項に定める事業のうち、技術評価実施規程の対象事業を除く事業に適用する。

(基本方針)

第4条 事業評価の実施に当たっては、新エネルギー・産業技術業務方法書、石炭経過業務方法書、排出削減単位取得等業務方法書及び本規程に定めるところによるほか、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標及び中期計画の趣旨を踏まえるものとする。

(事業評価の目的)

第5条 事業評価を実施する目的は、次の各号のとおりとする。

- 一 機構の事業に関し、業務の高度化その他の自己改革を促進する。

- 二 機構の事業に関し、社会に対する説明責任を履行するとともに、社会・経済のニーズを積極的に反映する。
- 三 機構の事業に関し、独立行政法人に係る評価及び政策評価の観点からそれぞれ、経済産業省独立行政法人評価委員会及び経済産業省の求めに応じ、情報提供する。

(事業評価の種類及び実施時期)

第6条 事業評価は、その実施時期により次の各号に掲げるものに区分する。

- 一 毎事業年度に係る事業評価
 - 二 中期目標期間に係る事業評価
 - 三 事業開始前における事前評価
 - 四 事業終了直後における事後評価
 - 五 事業終了後5年以内に行う事後評価
- 2 前項第一号の事業評価は、毎事業年度終了後速やかに実施する。
 - 3 第1項第二号の事業評価は、中期目標期間中の適切な時期に実施する。
 - 4 第1項第三号から第五号までの事業評価は、必要に応じ実施する。

(事業評価の内容)

第7条 事業評価は、次の各号に掲げる事項について行う。

- 一 事業の社会・経済上の意義、目的の妥当性その他事業の必要性に係る事項
- 二 事業に係る計画及び実施体制の妥当性、費用対効果の程度その他事業の効率性に係る事項
- 三 事業の目標達成度、社会・経済への波及の程度その他有効性に係る事項
- 四 その他事業の特性に応じて評価の対象とする事項

(事業評価の方法)

第8条 事業評価は、内部評価及び外部評価のいずれかにより行う。

- 2 内部評価を行う場合には、評価事務局は自ら行う評価に基づき原案を作成し、調整部署の調整を受けた上で、決裁その他の方法により事業評価として確定する。
- 3 内部評価を行う場合は、評価事務局は、客観的指標に基づき行うものとし、これにより難しいときは、外部有識者からの意見聴取その他の方法により客観性を補てんする。
- 4 外部評価を行う場合には、評価事務局は、外部有識者による評価に基づき、調整部署その他機構内の関係者による事実関係等に係る確認を受けた上で報告書を作成する。

(評価結果等の情報公開)

第9条 評価事務局は、評価の透明性を確保するため、企業秘密、個人情報及びノウハウその他公開が適切でない事項を除き、評価結果、評価方法、評価結果の反映状況その他の重要な情報を可能な限り公開する。

(調整部署)

第10条 事業評価の調整部署は、開発関連業務に係るものは総務企画部、その他の業務

に係るものは総務企画部とする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、事業評価を実施するに当たって必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度規程第53号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度規程第10号)

この規程は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成19年度規程第13号)

この規程は、平成19年8月6日から施行する。ただし第4条の改正規定は、平成18年7月20日から施行する。

附 則 (平成21年度規程第26号)

この規程は、平成21年7月15日から施行する。